

北上市告示乙第24号

都市計画法第19条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定した。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

- 1 都市計画の種類  
地域地区（特別用途地区）
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
北上北部産業業務団地整備地区  
北上市村崎野10地割、12地割、18地割の各一部
- 3 決定に係る都市計画の図書の縦覧場所  
北上市都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。